

## 通知の相手方が知れない保安林の指定予定に係る掲示の要旨（公告）

令和7年4月22日付け県告示第467号で告示した保安林の指定予定について、森林法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知するが、次に掲げる森林については、通知の相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する南魚沼市役所に掲示するとともに、その要旨を公告する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花角 英世

### 1 保安林予定森林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所

新潟県南魚沼市一村尾452地先・453地先・454地先・2595地先（以上4筆地先について次の図に示す部分に限る。）、453地先（次の図に示す部分に限る。）、453地先・2595地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、455地先・457地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、457地先（次の図に示す部分に限る。）、459地先・2597地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、460の1地先（次の図に示す部分に限る。）、461地先・2598地先・2600の子地先（以上3筆地先について次の図に示す部分に限る。）、462地先・2601地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、2596地先（次の図に示す部分に限る。）、2597地先（次の図に示す部分に限る。）、2602地先（次の図に示す部分に限る。）

### 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、令和7年3月26日付け6林整治第1638号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
- (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和7年4月22日付け県告示第467号による。